

第292回入札監理小委員会 議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第292回 入札監理小委員会議事次第

日 時：平成25年11月 5 日（火）16:56～17:34

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1. 実施要項（案）の審議

- 中央合同庁舎第5号館の管理・運營業務（厚生労働省）
- 外務省庁舎等施設管理業務（外務省）

2. その他

<出席者>

（委 員）

稲生主査、石村専門委員、古笛専門委員、清水専門委員、小松専門委員

（厚生労働省）

大臣官房会計課管理室 奥平室長補佐、嶺警備係長、渡辺設備係長、横山経理係長

（外務省）

大臣官房会計課管理室 関管理室長、諸橋課長補佐、井上課長補佐

（事務局）

後藤参事官、金子参事官

○稲生主査 ただいまから第292回入札監理小委員会を開催します。

本日は、厚生労働省の「中央合同庁舎第5号館の管理・運營業務」及び、「外務省庁舎等施設管理業務」の実施要項（案）についての審議を行います。

はじめに、厚生労働省の「中央合同庁舎第5号館の管理・運營業務」の実施要項（案）について審議を行いたいと存じます。

本日は、厚生労働省大臣官房会計課管理室・奥平室長補佐に御出席いただいておりますので、実施要項（案）の内容等について御説明をお願いしたいと存じます。説明は15分程度でよろしくお願いいたします。

○奥平室長補佐 厚生労働省大臣官房会計課の奥平でございます。よろしくお願いいたします。

実施要項（案）の審議に入ります前に、施設概要を少し御説明したいと思います。資料A-2の1ページ目の下に「施設概要」ということで記載させていただいております。

竣工が昭和61年4月、約30年たっております。敷地面積は37,750㎡、建築面積は6,178,8㎡、延床面積は101,301㎡という状況になってございます。階層については、高層棟は地下3階地上26階塔屋3階という形になっております。低層棟は、地下3階地上3階でございます。特色としては、排水再利用による中水道設備を持っているところでございます。2点目としてエネルギーセンター。蒸気の供給を実施しているところでございます。

以上が施設概要でございます。

それでは、実施要項（案）に入らせていただきます。前回に引き続いて本業務を進めるに当たりまして、実施要項の内容を大きく変更させた部分についてはございません。業務の構成は、前回同様、電気・機械設備等の運転・監視及び点検保守管理業務、警備保安業務、来庁者受付管理サービス提供業務、清掃等業務、植栽管理業務と、それをまとめます総括管理業務となっているところでございます。

次期業務については、現行業務から幾つかの変更を行っておりますが、主な変更内容については、お手元の資料A-3「次期中央合同庁舎第5号館の管理・運營業務における入札参加資格要件等の変更について」に記載してございます。

また、実施要項本文については、資料A-2として、細かい修正内容を朱書き訂正の形で配らせていただいております。

お手元でございます資料A-3の「次期中央合同庁舎第5号館の管理・運營業務における入札参加資格要件等の変更について」を御覧ください。

まず、実施要項本文に係る変更内容として、新旧対照表の「新」に記載しております1.1の(3)「総括管理者の業務」について、変更をしているところでございます。これについては、本年5月21日に行われた、現行業務の評価に関する本委員会での御指摘を踏まえまして、1年ごとに利用者アンケートを実施することとしたことに伴うものでございます。アンケートについては、別紙6として「施設環境に関するアンケート（案）」を添付してございます。

次に、「入札参加資格に関する事項」を変更しております。実施要項作成に当たって、

入札参加資格要件の緩和に積極的に取り組んでまいりました。現行業務の調達、前回1者応札であったため、次期業務においては、業務の完全履行を担保するに当たって、最低限必要なものだけを残したところでございます。

1 ページ目の点線以降にございます「3. 入札参加資格に関する事項」から2 ページ目、それから3 ページ目の2. 及び3. については、入札参加資格要件の変更内容を記載しております。主な内容としては、電気・機械設備等の運転・監視及び点検保守管理業務、警備保安業務及び清掃等業務におけるISO取得要件の削除。こちらについては、企画書に記載させることによりまして、品質体制や環境に配慮した取組を担保することとしたものでございます。

次に、警備保安業務における官公庁での警備実績要件の削除、清掃等業務における業務実績の緩和、電気・機械設備等の運転・監視及び点検保守管理業務における技術員の実務経験要件の緩和、警備保安業務におけるその他の警備員の資格要件の緩和を行っております。当庁舎の特色でもあります中水道設備やボイラー設備については、技術員の経験年数を5年から3年にするなど、最大限緩和したところでございます。

次にパブコメの関係ですが、ここまで御説明いたしました内容をもとに、9月27日から14日間パブリックコメントを実施いたしました。6者から23件の意見が寄せられました。また、10月4日からは、20日間意見招請も実施しております。こちらは意見の提出がありませんでした。更に、10月17日には、外部委員を招いて実施した当省の調達に関する公共調達委員会に諮ったところでございます。

パブリックコメントと公共調達委員会で指摘のあった点については、お配りしております資料A-4-1「中央合同庁舎第5号館の管理・運営業務における民間競争入札実施要項（案）に対する意見募集結果（案）」のとおりでございます。入札参加資格要件に係る質問は、警備保安業務に係るもの1件で、これについては、御意見に従い修正してございます。

具体的な内容については、表中の4の「ご意見の概要」にありますように、「『その他の警備員については、3分の2以上が次の条件のすべてを満たすこと。』となっておりますが、前回より厳しくなっている」との指摘があったことから、「回答（修正）案」のとおり、「その他の警備員については、3分の2以上がア～ウの条件のいずれかを満たすこと。」としたところでございます。

また、4ページになりますが、「2 厚生労働省一般会計公共調達委員会からの指摘事項」に記載しておりますとおり、公共調達委員会においても、入札参加資格要件について御意見がありましたが、その内容としては、当省が実施する他の調達案件との並びをとるようにとの指摘があったため、当方で検討した上で実施要項へ反映させていただいたところでございます。

その他、パブリックコメントでは、主に実施要項別紙1～5の各業務仕様書の内容について御意見を頂いたところでございます。応札者の積算の可否にかかわる部分については、

頂いた御意見を踏まえまして、積算が可能となるよう改めるなど、各業務の業務内容に手を加えたところでございます。その他については、資料A-4-2に取りまとめさせていただきます。

更に、次期業務については、現行業務調達時よりも、調達日程を早めております。現行業務の調達後、入札説明会に参加した民間事業者へのヒアリングを行いました。その結果、業務引継ぎ期間が短かったことが、応札できなかった主な要因として挙げたことから、今般の調達においては、少しでも早く開札することを念頭に作業を進めてまいりました。その結果として、前回よりも2週間程度早い開札を予定しているところでございます。

また、業務の引継ぎに関しても、公共調達委員会からの指摘もあり、実施要項の記載内容に修正を加えております。今般の調達に直接かかわる部分ではありませんが、次回以降も民間事業者が交代となった場合には必要になってくるものであることから、業務開始当初から質の高いサービスが提供されますように配慮したところでございます。

当省からの御説明は、以上でございます。よろしく御願い申し上げます。

○稲生主査 御説明ありがとうございました。

それでは、実施要項（案）について、御質問や御意見のある委員の先生方は、御発言をお願いいたしますが、いかがでございましょうか。

今回、前回の内閣府からの評価等を踏まえまして、いろいろと積極的に御対応を頂いたというふうに理解させていただいております。特に、業務の範囲とか入札参加資格等で緩和を頂くとか、あるいは、調達スケジュールの確保のために、公告の時期を少し早めていただくとか、いろいろと御工夫をされたということであろうかなと考えております。

それから、施設環境に関するアンケートも、こちらからの評価のとおりにお応えいただいております。実施していただくことになったということで、この点についても望ましい結果になっていると考えてございます。

先生方、どうでしょうか。何か御意見・御指摘事項はありませんでしょうか。

○小松専門委員 A-4-2の最後に「評価表」が書いてあって、「採点（加点）基準」があって、ちょっと修正をしていただいているのですけれども、「やや劣る」とか「特に劣る」場合、「特に劣る場合」は加点なしですけれども、やや劣っても加点をするという仕組みになっているように思うのですけれども、通常は、劣るものには加点しないのではないかと思います。この点いかがなんでしょうか。

○横山経理係長 省内の他の調達案件でも加点しているものもあり、同様に考えております。記述がないものよりは、記述があるものを多少でも加点対象にしようと考えているところでございます。

○小松専門委員 これは他省庁の例になるかと思うのですけれども、何項目書いているとか、そういうところで評価しているところもあるのですね。私の知っている事例で言うと、2つ3つ書いてきたとして、それぞれに価値があるか・ないかというのを判断して、価値ありと認めれば加点するというような、そういうやり方をしているところもあるかと

思うのですね。劣っているというのは多分なくて、劣っているのは無視というだけの話になるのかなとは思いますが、それはそれぞれやり方がおありだと思いますので、あえて、こうしろと申し上げるつもりはないのです。

○稲生主査 あえて言うと、別紙9の「評価表」で、「加点項目審査」でいろいろ項目があって、あるか・ないかということで加点するというより、実質的な効果があるか。例えば6番で言うと、コスト削減のための方策が提案され、それが効果があるかどうかという、そこを加点をしていくようなパターンが、今までこういう施設関係のものについても結構多くて、ですから、もちろん御省のやり方があるかもしれませんが、一応その確認を頂くということだとは思いますが、その上で、採点基準についても、恐らく「劣る」とか「優れている」というのは、多分相対的に評価して、何者かあった場合に、順位をつけるときに相対的に見るのであれば、「劣る」も確かに点数化できるのかもしれませんが、恐らくこれは絶対評価でおやりになろうとしていると思いますので、そうすると、明らかに劣るとか、要するに、効果がない。劣るということ自体が、多分、競争あるいは評価を比べているときに「劣る」を使うものですから。ですから、仮に「劣る」でやるにしても、必ずしも効果が十分ではないとか、その効果があるのかとか、何かそういうような形の言葉に変えた方がいいのかなというのがありますので、そういう意味で、上の部分のあるか・ないかという質問の仕方が妥当かどうかという線と、それから、採点基準で「劣る」というところを残すのであれば、ちょっと違う言い回しの方が、絶対評価であれば望ましいのかなというふうに我々は考えてございますので、ちょっと事務局とも調整しながら、あるいは、他の事例ともちょっと比較していただいて、御検討をお願いできればと思いますので、よろしくお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

○横山経理係長 検討をさせていただきます。

○稲生主査 よろしくお願ひしたいと思ひます。

この他、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、本実施要項（案）につきましては、本日をもって、小委員会での審議は概ね終了したものとしまして、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取扱いや監理委員会への報告資料の作成については、私に御一任いただきたいと思いますけれども、委員の先生方、よろしいでしょうか。

（「はい、お願いします」と声あり）

○稲生主査 ありがとうございます。

今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜、意見交換をさせていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。先ほどの件も事務局とちょっと調整いただひて、我々の間では、メール等で調整させていただきたいと思ひます。

なお、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項が

ございましたら、事務局にお寄せください。事務局において整理をしていただいた上で、各委員にその結果を送付していただきます。

また、厚生労働省におかれましては、本実施要項（案）に沿って、適切に事業を実施していただきますよう、よろしくお願いいたします。

本日は、どうもありがとうございました。

（厚生労働省退室、外務省入室）

○稲生主査 続きます、「外務省庁舎等施設管理業務」の実施要項（案）につきまして、審議を行います。

本日は、外務省大臣官房会計課管理室・関管理室長に御出席いただいておりますので、実施要項（案）の内容等について、御説明をお願いしたいと思います。説明は15分程度でよろしくお願いいたします。

○関管理室長 外務省の関でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

お手元の「外務省庁舎等施設管理業務」民間競争入札実施要項（案）について、御説明をさせていただきます。

まずはじめに、今年5月に行われました、実施状況の評価の際に御報告させていただき、指摘を受けました、一時期、女性警備員に人員不足があった点ですが、実施要項（案）を改めさせていただきました。

まず、仕様書の170～171ページに、女性警備員の業務を明記させていただきました。「女性来訪者へのセキュリティチェック及びトイレ等への誘導対応のため、女性警備員（東玄関2名・北搬入口1名）を配置すること。」とし、具体的に記述することによって業務がわかりやすくなったと思います。

次に、女性の人員の確保として、男女雇用機会均等法の遵守を明記しました。実施要項（案）14ページの（5）の「法令の遵守」には、必ずしも男女雇用機会均等法の記述だけではないですが、法令を遵守するように明記しました。

それから、企画書の作成に当たって、同法を遵守し、女性の労働環境の整備に努めているかと明記し、実施要項（案）10ページ（1）②の1)に追加し、255ページの「評価表」の加点項目としました。この加点項目には、必ずしも女性に限らないのですが、人員が不足した場合の代替要員の確保及び事前研修体制の確保も加えさせていただきました。この女性の警備員確保においては、人員の確保のみでは解決にならず、5月の委員会でも、「警備業務の契約額が低過ぎて、給与も十分でなかった」との御指摘を受けました。コスト削減は当然のことながら重要ですが、一定の水準の確保というある面では相反するものですが、これがなければコスト削減もありません。そこで、先ほど御説明しました、実施要項（案）14ページの（5）の「法令の遵守」において、「労働基準法に基づく時間外労働の時間管理の厳格化」。これは過労死等防止のためですが、そして、最低賃金法の遵守を明記しました。

また、仕様書の170ページ④の2)の「労働時間管理」にも、労働基準法、その他関連諸法

規について明記しました。

更に、また戻りますが、実施要項（案）9ページの6)の「建物設備管理業務、警備業務、清掃業務」にただし書きですが、労働基準法等の遵守について明記しました。

それから、パブリックコメントを踏まえた変更点として、パブリックコメントは10月11日から25日まで実施しました。その中で幾つかの御意見をいただきました。

まず、庭園保守業務等における農薬の使用を控えるべきとの御意見をいただきました。これに対しては、以前より必要不可欠な農薬の使用・散布はしないよう指導をしてきておりましたが、より一層適切に実施するために、御指摘を踏まえ、仕様書134ページの⑩番に、環境省からの「公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル」及び農水省からの「住宅地等における農薬使用について」に基づき実施する旨追記させていただきました。

それから、仕様書9ページの(1)「建物設備管理業務」の「受変電設備点検業務」ですが、実務経験の他に、業務関係者が、4名以上の責任者等の経験を求めているとの御指摘ですが、若干わかりづらかったかもしれないため、明確になるように訂正しました。それは、合計4名以上の体制（業務責任者1名、副業務責任者1名含む）に修正しました。

それから、仕様書13ページの「各業務法定資格」の「建物設備運転監視・日常点検業務」について、飯倉別館では、第3種電気主任技術者及び第1種電気工事士資格の両方が必要となっておりましたが、第3種電気主任技術者または第1種電気工事士資格のどちらか1名以上配置するというところで、訂正させていただきました。

更に、仕様書12ページの「統括管理業務」の認定ファシリティマネジャーの資格を求めておりましたが、有資格者は全国で6,500名と限定的であるとの御指摘を踏まえ、有資格者が望ましいという形に修正させていただきました。

次に、仕様書170ページの警備業務の本省庁舎の検査警備員の資格ですが、空港保安警備業務2級検定は不要ではないか、霞が関省庁では義務づけているところはないとの御指摘ですが、東京都の検定合格警備員の配置の基準（規則2条）にエックス線透視装置が設置されている場合、空港保安警備業務1級または2級の検定合格警備員を1人以上配置することと定められておりますので、このままとしました。ただし、人数については見直しを行い、各玄関に1名以上の配置ではなく、庁舎全体で1名以上と変更しました。

更に、仕様書171ページの警備業務の飯倉別館の要員資格についてですが、資格が厳し過ぎるとの御意見がありました。資格については、あれば望ましいものもありましたが、改めて検討をいたしましたところ、最低限必要不可欠であると判断した資格等に限定することにしました。

また、麻布台別館の要員資格についても、飯倉別館と同様に、不可欠なものに限定することにしました。

以上の次第でございます。

○稲生主査 御説明ありがとうございました。

それでは、実施要項（案）について、御質問・御意見のある委員は御発言をお願いした

と思います。いかがでしょうか。

我々からの評価と申しますか、御省の評価委員会の意見等も踏まえまして、警備要員の人員の確保とか、あるいは、質の向上のためのいろいろな取り組みで、研修体制等を充実されたということ、それから、パブリックコメントでも、参入障壁を、資格要件等ですけども、なるべく課すことを減らす方向というのでしょうか、そちらの方で御検討いただいたということで、望ましい御検討をいただいたのではないかと、全体では考えてございます。

1点、私から質問をさせていただきたいのですけれども、警備要員あるいは清掃要員のところで、適切な人員の確保ということで、実施要項（案）の9ページの上の方の5)で、「代替要員を確保し」というところですね。それから、同じく10ページですが、(1)の②「加点項目審査」の1)のウに「代替要員を確保し」とありまして。

要は、確かに足りないところがあって、不足した場合に、そういった事態に備えて人を確保してくださいというような趣旨はごもっともだと思っているのですけれども、ただ、これは民間からすると、人を1人確保するのが恐らくコストアップにつながることになりまして、そういう意味で御省のこの御対応が誤りとかそういうことではないのですけれども、要は、緊急事態とか不測の事態に、何か周りの方で補えるような、そういう体制になっていればいいのではないかというふうには何とかお考えいただけないかなど。つまり、不測の事態に備えて、補充する必要があるれば即座に対応すると、ちょっとうまく練れてないのでけれども、何かそういうようなことで御対応をすることをお願いできないかなというところでございまして。ですから、代替要員を確保と言うと、1人増えてしまう、あるいは2人増えてしまうことになってしまうので、不測の事態に対応できる体制の構築というのでしょうか。何かそんなような形で少し緩和いただくと、少しは民間から見て参入障壁になっていないということで評価いただけるのではないかと思います。この点はいかがでございませうか。

○井上課長補佐 それでは、回答させていただきます。

この代替要員ですけれども、清掃はほとんど誰でもできるとは言いませんけれども、ある程度の技術があればできると。これに関しては、ほとんど警備に関するものと私は思っているのですが、警備ですと、全く初めて来いと言われてもなかなかできないと。事前に外務省に代わりの候補者を1人でも入れておいて、それで、どのようなものかということと事前に研修をしていただければいいということで、これは全部の業務に対して代替要員をとということでは全くないのです。ですから、もう限ったもの、主に警備で、清掃も若干あるとは思いますが、そのことで何とか対応したいとは思っております。

○稲生主査 そうしたら、私も細かいところまで見られてないところがあるのですけれども、それがわかるような書き方というか、もうちょっと書き込んでいただいて、清掃に関しては何か補充すればいいみたいな。警備みたいなところについてはある意味では譲れないところであるとすれば、代替要員の確保というか体制は整っているかとか、書きぶりを

少し変えていただだけでも、恐らくそういう意味では民間からしてよりわかりやすくというのでしょうか。要するに、無用な人員の確保につながらないということで評価いただけるのではないかと思いますので、事務局ともちょっと相談をしていただいて、御検討をいただければなと思いますので、よろしくお願いたします。

○井上課長補佐 わかりました。

○稲生主査 この他、御質問・御指摘はいかがでしょうか。

○小松専門委員 その下に、「男女雇用機会均等法を遵守し、女性の労働環境の整備に努めているか。」というところがあるのですが、女性の労働環境の整備はこうしなさいというような指針とか、何かそういうものが世の中に存在するののかというのをちょっと伺いたいと思ったのです。

○井上課長補佐 その辺も勉強不足ではあるのですが、実は、男女雇用機会均等法も余り理解してないのはあったのですが、ただ、女性の警備員がどうしても足りなかったということで、女性の労働環境整備に努めるようにという、漠然としたようなのですが、これを入れさせていただいたというのが実情です。

○小松専門委員 逆に言うと、応募する側は何を書けばいいかというところがあって、上を望めば切りがなくて、例えば託児所を用意しろとか、そんな話まで入ってくると、これは結構大変なことになるし、逆に、更衣室とか休息室とかそういうものを別途設ける程度でいいのか、その辺、応募する側が一体これは何をすればいいかというところで、もしかしたら混乱するかなというふうにちょっと思ったものですから、どこかでそういう指針みたいなものがあれば、それを参考にして環境をこういうふうにするというふうにすればいいのだろうかと思ったのですが、もしないようでしたら、その辺、評価のときにどういうふうにされるかというのが、ちょっと私読めないものですから、ここで、もしかしたら、ちょっと混乱が生じるのかなという気はしました。

○井上課長補佐 女性要員を確保しなければいけないということで、どういった書き方がいいかということでこのように書かせていただいたのですね。そこはもう少し業者の困らないような書き方に変えてみようかと思います。

○小松専門委員 多分、女性職員の方に意見をお聞きになれば、何か出てくるのではないかなという気はします。

○井上課長補佐 わかりました。ちょっと聞いてみたりして、もう少し書き方とかを変えてみたいと思います。

○稲生主査 では、御検討いただくということで、よろしくお願したいと思います。

この他はいかがでしょうか。

○古笛専門委員 今のところですが、恐らく前回、女性の警備員が突然お休みされて困ったとかというお話があったので、すごく女性のことが問題になったので、逆に、今回、いろいろ女性警備員のこととか男女雇用機会均等法のお話とか入れていただいたのだなとは思っているのですが、逆に、言ってみれば、女性の警備員がきちんと確保で

きるような体制がとれていたならば、常に代替要員として1人確保していなければ、誰それを確保していなければいけないのかとか、均等法の問題をここで評価の対象とすべきなのかというところもまたあるので、そこのところは柔軟に考えても逆にいいのかなど。前回こちらからお願いしたところだと思うので、お話が出てきているのですけれども、逆に難しくなってしまったのかなという気もしないでもないので、御検討いただけたらと思います。

○稲生主査 この他はいかがでしょうか。何か御質問・御指摘事項・コメントはございますか。

よろしいですか。

それでは、本実施要項（案）につきましては、本日をもって、小委員会での審議は概ね終了したものと、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取扱いや監理委員会への報告資料の作成については、私に御一任いただきたいと思いますけれども、先生方、よろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○稲生主査 それでは、先ほどの調整事項は若干残っていますけれども、事務局といろいろ調整いただいて、メール等で皆さんと審議をさせていただきたいと思っていますので、よろしくをお願いします。

今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜、意見交換をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せください。事務局において整理をしていただいた上で、各委員にその結果を送付させていただきます。

また、外務省におかれましては、本実施要項（案）に沿って、適切に事業を実施していただきますよう、よろしくお願いいたします。

本日は、どうもありがとうございました。